

これまでの国の動き(「原子力災害対策指針」改定関係) 資料6-2

日程	国の動き			富山県防災会議(原子力災害対策)
	当初の予定	H24.10.31指針改定時点	H25.2.27指針再改定時点	
H23 6月	○原子力安全委員会			○県防災会議(第1回) 6/9
7月				
8月				
9月				○原子力災害対策部会(第1回)9/2
10月				
11月				
12月				
H24 1月				○原子力災害対策部会(第2回)1/16 ・今後の検討の方向
2月				○県防災会議(第2回) 2/21 ・今後の検討の方向
3月	〈中間とりまとめ〉			
4月	原子力規制庁の設置(4/1予定) 「防災指針」の見直し			
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
H25 1月				
2月				
春頃				
来年度				

【参考】
 本年3月18日という期日については、災害対策基本法において、地域防災計画が、原子力災害対策指針に基づき策定しなければならないとの規定が効力を発する期日である。したがって、地域防災計画の策定期限を意味するものではない。(原子力規制庁原子力防災課に、確認済)